

胎内市における自治体情報システム標準化対応に係る
情報提供依頼（RFI）

令和6年10月

胎内市総合政策課

1 概要

(1) 件名

胎内市における自治体情報システム標準化対応に係る情報提供依頼（RFI）

(2) 目的

当市では、国が制定した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年9月1日施行）に基づき、標準化対象20業務について国が示す標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という）への移行に向けて検討を行っております。

今回のRFIは、各事業者様の本市に対する標準準拠システムの提供意向等を把握することを目的としています。

(3) 基本方針

当市ではガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを利用することを想定しており、標準化対象業務及び一部の標準化関係業務システムについて一括調達する予定です。

ただし、標準化対象業務システムのうち、現時点で一括調達を検討しているのは戸籍業務、戸籍の附票業務を除く18業務です。

そのほか、共通機能システム及び標準化対象外システム業務も併せて一括調達することを検討しています。

2 情報提供の依頼内容

(1) 様式1「胎内市への標準準拠システム提供の意向等に係る情報提供依頼」の回答

(2) 別紙1「標準準拠対応に関する依頼事項」の回答 ※任意様式

3 現行システムの構成

別紙2「システム構成図」のとおり

4 標準化にかかるスケジュール

別紙3「スケジュール」のとおり

5 資料の提出方法

(1) 提出方法 電子メールまたは直接（郵送可）

(2) 提出期限 令和6年11月22日（金）午後5時まで

(3) 提出先 「7. 問合せ先」のとおり

6 質問事項

本RFIに質問がある場合は、「7. 問合せ先」に直接ご連絡（来庁可）をお願いします。

7 問合せ先

- (1) 住 所 〒959-2693
新潟県胎内市新和町2-10
- (2) 担 当 者 胎内市役所 総合政策課 広報情報推進係 担当：山田
- (3) 電話番号 0254-43-6111
- (4) メール information@city.tainai.lg.jp

8 注意事項

- (1) このRFIは、地方公共団体情報システムの標準化の検討をするためのものであり、契約を前提としたものではありません。
- (2) 資料提供いただいた回答者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングの実施、追加資料の提供を依頼する場合があります。
- (3) 回答いただいた内容については、今後、システムの調達仕様等に反映する場合があります。
- (4) 情報収集した結果、標準準拠システムの調達に係るRFIやRFPを実施しない場合もあります。
- (5) 本RFIの参加による、今後の調達等に有利または不利に取り扱われることはありません。
- (6) 他自治体等へすでに提供した資料等があれば利用してかまいません。
- (7) 資料についてご説明いただける場合は、事前にご連絡をお願いします。
- (8) 提供いただいた資料は、目的の範囲内で利用します。また、当市以外の外部へ提供することはありません。また提出いただいた資料等は返却いたしません。
- (9) 情報提供に要する費用は、貴社のご負担とさせていただきます。
- (10) 情報提供いただいた事業者様に対して、当市から質問させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。